

役員選任規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社団法人大阪府警備業協会（以下「協会」という。）の定款（以下「定款」という。）第13条第7項の規定に基づき、協会の役員を選任について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第 2 条 役員の種類は、定款第11条に基づき、次の各号のとおりとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 専務理事
- (4) 会員理事
- (5) 業界外理事
- (6) 監事

(役員資格)

第 3 条 役員（専務理事及び業界外理事を除く。）の資格は、定款第5条第1号の正会員に限る。ただし、法人会員にあっては、当該法人の代表取締役とし、やむを得ない事情があるときは、代表取締役が当該法人の取締役、監査役、顧問、相談役又は大阪府内に所在する営業所の長の中から委任した者とする。

2 業界外理事は、警備業関係者（退職後10年未満の者を含む。）以外の者に限る。

(会長、副会長、専務理事、業界外理事の選任)

第 4 条 会長は、協会の総会（以下「総会」という。）において、理事のうちから正会員の投票による選挙により選任する。ただし、選挙の方法は、選挙管理規程の定めるところによるものとする。

2 副会長は、理事のうちから会長が指名して選任する。

3 専務理事及び業界外理事は、理事会の推薦により、総会の承認を経て選任する。

(会員理事、監事の推薦及び選任)

第 5 条 会員理事の推薦及び選任の方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 各支部の総会（以下「支部総会」という。）において、当該支部に所属し、第3条の資格を有する者のうちから、会員理事候補者2名を選挙により選出し総会に推薦する。
- (2) 当該支部から選出された理事に欠員が生じたときに、速やかにその後任を選任できるようにするため、支部総会での選挙の際に、その補充者2名及びその就任順位を定

めて、会員理事候補者とともに総会に推薦する。

(3) 会員理事及びその補充者は、総会の承認を経て選任する。

2 監事の推薦及び選任の方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 支部総会において、当該支部に所属し、第3条の資格を有する者のうちから、各支部において監事候補者1名を選挙により選出し総会に推薦する。

(2) 当該支部から選出された監事に欠員が生じたときに、速やかにその後任を選任できるようにするため、支部総会での選挙の際に、その補充者2名以内及びその就任順位を定めて、監事候補者とともに総会に推薦する。

(3) 監事及びその補充者は、総会の承認を経て選任する。

3 会員理事候補者及び監事候補者並びにそれぞれの補充者の選出にかかる選挙の方法は、選挙管理規程の定めるところによる。

(就任承諾書等の提出)

第6条 理事又は監事に選任された者は、役員選挙の総会終了後、速やかに就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

2 理事又は監事に選任された者が、第3条第2項に該当する者である場合は、当該所属法人の代表取締役が理事又は監事の就任について同意した旨を記載した就任同意書を併せて提出しなければならない。

(役員資格の喪失)

第7条 役員は、定款第15条に定める任期満了による場合及び同第16条に定める解任による場合のほか、次の原因により役員資格を喪失する。

(1) 第3条の役員資格を満たさなくなったとき。

(2) 本人が辞任したとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 正当な理由なく、3カ月を超えて役員職務を果さなかったとき。

(役員退任、解任)

第8条 役員退任及び解任については、この規程及び定款の規定に従うものとし、この規程及び定款の規定により難しい場合は、民法の委任に関する規定を準用するものとする。

附 則

1 この規程の一部を改正し、平成6年1月20日から施行する。

2 この規程の一部を改正し、平成9年7月16日から実施する。

3 この規程の一部を改正し、平成11年8月27日から実施する。

この規程の実施の際、現に理事であった者で、平成11年8月27年付をもって辞任した者は、平成12年3月31日までの間に限り参事とする。

なお、平成10年3月26日の臨時総会において選任された理事補充者は、その資格を喪失するものとする。

4 この規程の一部改正し、平成15年4月1日から実施する。

専門委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社団法人大阪府警備業協会（以下「協会」という。）定款第35条の規定に基づき、委員会の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員会の種別)

第 2 条 委員会は、運営委員会並びに総務、教育、業務、労務及び警備防災開発の 5 委員会（以下「専門委員会」という。）とする。ただし、必要により特別委員会を置くことができる。

(委員会の構成)

- 第 3 条 運営委員会は、会長、副会長、専務理事、会員理事（会長、副会長を除く。）及び会長が理事会の承認を得て委嘱する支部の推薦の委員をもって構成する。
- 2 会長が委嘱する支部推薦の委員は、委員総数の過半数を上回ることはいできない。
 - 3 専門委員会及び特別委員会は、会長が委嘱した運営委員会の委員（会長及び専務理事を除く。）及び支部から推薦された委員をもって構成する。
 - 4 専門委員会及び特別委員会の委員長、副委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(委員の任期)

- 第 4 条 各委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、任期満了後も後任者が委嘱されるまでは、その職務を行う。

(委員会の所掌事項)

第 5 条 運営委員会及び専門委員会の所掌事項は、別表のとおりとする。ただし、特別委員会の所掌事項は、設置の際、理事会の承認を得て会長が定める。

(委員会の招集)

- 第 6 条 運営委員会は会長が、専門委員会及び特別委員会は会長の承認を得て委員長が招集する。
- 2 会長は、運営委員会の委員総数の 3 分の 1 以上の委員から会議の目的を記載した書面によって、開催の要求があったときは、運営委員会を開催しなければならない。
 - 3 会長及び各委員会の委員長は、必要により、各委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の任務)

第 7 条 委員会は、所掌事項に関して、理事会の決議事項及び協会の事業計画に基づく事業（以下「協会事業」という。）について具体的対策等を調査、研究及び審議することを任務とする。

2 会長は、各委員会を総覧し、副会長は会長の命により担当委員会を総覧する。

3 会長及び各委員会の委員長は、その結果を理事会に報告し、意見を具申する。

(委員長及び副委員長の任務)

第 8 条 専門委員会及び特別委員会の委員長は、委員会の委員を統括し、理事会の決議又は委任に基づき、所掌事項に関して、協会事業の具体的対策等の実施、推進にあたる。

2 前項の委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その任務を代行する。

(現行の第 9 条、第 10 条及び第 11 条を削除する。)

附 則

1 この規程は、昭和 60 年 6 月 8 日から施行する。

2 この規程の一部を改正し、昭和 60 年 8 月 15 日から実施する。

3 この規程の一部を改正し、平成 2 年 6 月 21 日から実施する。

4 この規程の一部を改正し、平成 11 年 8 月 27 日から実施する。

5 この規程の一部を改正し、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

この規程を実施する際に、すでに、専門委員会委員及び特別委員会の委員であった者については、任期満了までその職務を行う。

別表

- 1 運営委員会
 - (1) 理事会付議事項の審議、決定に関する事項
 - (2) 理事会委任事項の審議、議決に関する事項
 - (3) 総会付議事項の審議及び提案に関する事項
 - (4) 支部運営の統括に関する事項
 - (5) 専門委員会及び特別委員会の統括に関する事項
 - (6) 協会予算の編成及び協会決算の統括に関する事項
 - (7) 企業モラルに関する事項
- 2 総務委員会
 - (1) 法制、制度、組織及び定款に関する事項
 - (2) 会務一般の企画、立案、事業計画及び予算、収支、決算等に関する事項
 - (3) 財務管理及び事務局に関する事項
 - (4) 関係諸官庁、諸団体との連絡協調及び相互協力に関する事項
 - (5) 表彰に関する事項
 - (6) 会員の福利厚生に関する事項
 - (7) 会報の編集発行等広報に関する事項
 - (8) その他、各委員会の所掌に属さない事項
- 3 教育委員会
 - (1) 経営者、警備員の研修・教育訓練に関する事項
 - (2) 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者の教育研修に関する事項
 - (3) 教育関係の指導に関する事項
 - (4) 教育用資器材の作成に関する事項
 - (5) 特別講習の実施に関する事項
 - (6) その他、教育広報に関する事項
- 4 業務委員会
 - (1) 警備業法に関連する諸法規の研究に関する事項
 - (2) 警備料金、勤務体制、給与諸手当等警備業務の適正化に関する調査、研究事項
 - (3) 共同受注の調査、研究及び具体的推進に関する事項
 - (4) その他、業務広報に関する事項
- 5 労務委員会
 - (1) 労務関係諸法規の調査、研究に関する事項
 - (2) 社会保険（健康・厚生年金）、労働保険（労災・雇用）及び安全衛生に関する事項
 - (3) 労務関係諸手続の指導に関する事項
 - (4) その他、労務広報に関する事項
- 6 警備防災開発委員会
 - (1) 警備技術、警備資器材・装備の開発、研究に関する事項
 - (2) 防災警備に関する事項
 - (3) 防災機器に関する事項
 - (4) 安全活動協力隊の編成及び運用に関する事項
 - (5) 災害支援協定の運用に関する事項
 - (6) その他、警備防災の広報に関する事項

選挙管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社団法人大阪府警備業協会（以下「協会」という。）定款第13条第7項の規定に基づき、役員選出のための選挙を公明かつ適正に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

第 2 条 役員選挙に関する事務を行うため、協会の各支部（以下「各支部」という。）から選出された選挙管理委員（以下「委員」という。）により組織する選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、役員選挙に関する事務を公明かつ適正に行うため、協会の組織から独立して活動するものとする。

3 委員会は、役員選挙に関する事務を円滑に運営する権限と責任を有する。

4 選挙管理委員長（以下「委員長」という。）は、委員会を代表し、その事務を統括する。

5 選挙管理副委員長（以下「副委員長」という。）は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ定められた順位に基づき、その職務を代行する。

6 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ成立しない。

7 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

8 委員会の専決事項を除く事務は、協会の事務局（以下「事務局」という。）が行う。

(会議の種類)

第 3 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、第1回定例委員会及び第2回定例委員会とする。

3 臨時会は、第1回定例委員会から第2回定例委員会までの間に、第7条第3項の規定に基づき開催する。

(委員の資格)

第 4 条 委員は、役員選任規程第3条に該当する者のうちから選任する。

2 前項の規定にかかわらず、現に役員である者及び役員に立候補し又はその推薦を受ける予定である者は、委員になることができない。

3 過去に第6条第4項に該当し委員を解任されたことがある者は、委員になることができない。

4 委員に委嘱された者は、当該役員選挙が終了するまでの間、役員に立候補し、又は役

員及びその補充者としての推薦を受けることはできない。

5 委員は、非常勤とし再任を妨げない。

(委員の選出)

第 5 条 各支部幹事会は、当該支部に所属し、かつ、前条の資格を有する者のうちから委員 3 名を選出し、役員選挙が行われる総会（以下「総会」という。）開催日の110日前までに、協会の会長（以下「会長」という。）にその名簿を提出するものとする。

2 当該支部から選出された委員に欠員が生じたときは、速やかにその後任を選任できるようにするため、各支部幹事会において前項の委員を選出する際に、その補充者 2 名以内を同時に選出し、その就任順位を付した上、前項の委員名簿とともに、会長にその名簿を提出するものとする。

3 各支部幹事会において、委員及びその補充者を選出する際の選出方法については、当該支部幹事会に委ねる。

(委員の任期)

第 6 条 会長は、各支部幹事会から提出された委員名簿に基づき、総会開催日の95日前までに、委嘱状を交付して委員に委嘱するものとする。

2 委員の任期は、委嘱状の交付を受けたときから、次条に規定する第 2 回定例委員会の終了時までとする。

3 委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、委員会の決議をもって委員の資格を喪失する。

(1) 第 4 条の委員の資格を満たさなくなったとき。

(2) 本人が辞任したとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 正当な理由なく、委員の責務を果たさなかったとき。

(5) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

4 委員長は、委員としてふさわしくない行為があったと認められるときは、直ちに臨時会を開催し、委員会の決議をもって当該委員を解任しなければならない。

5 委員長は、第 3 項及び前項によって欠員が生じたときは、直ちに当該欠員となった者が所属する支部の補充者名簿のうちから委員を選出して会長に届け出るものとし、会長は、速やかに委嘱状を交付して委員に委嘱するものとする。

(会議の招集)

第 7 条 会長は、総会開催日が決定したときは、その95日前までに、各支部幹事会から届け出のあった委員による第 1 回定例委員会を招集しなければならない。

2 委員長は、総会の終了後 2 カ月以内に第 2 回定例委員会を招集しなければならない。

3 委員長は、会議が必要と認められるとき、又は 4 分の 1 以上の委員が会議の開催を請

求したときは、直ちに臨時会を招集しなければならない。

(委員長及び副委員長の選出)

第 8 条 第 1 回定例委員会において、委員長 1 名、副委員長 2 名を、委員の互選により選出する。

2 前項の互選は、無記名投票の方法によるものとし、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員会は、出席委員全員に異議がないときは、第 1 項の互選にかえて指名推薦の方法を用いることができる。この場合においては、出席委員全員の同意があった被指名人をもって当選人とする。

(選挙の日程)

第 9 条 会長は、第 1 回定例委員会を招集する際、又は第 1 回定例委員会の席上において、協会の理事会で定められた総会開催日を、全委員に通知しなければならない。

2 選挙の日程は、総会開催日を基準とし、原則として、次の各号に定める日程によって実施するものとし、委員会は会長及び支部長と調整し、必要な日程を確定しなければならない。

(1) 選挙管理委員名簿の作成及び提出……………総会開催日の110日前まで

(2) 第 1 回定例委員会の開催……………総会開催日の95日前まで

(3) 役員の立候補受付開始通知の発送日……………総会開催日の65日前まで

(4) 役員の立候補受付の締切日……………総会開催日の55日前まで

(5) 支部総会開催通知書の発送日……………総会開催日の50日前まで

(6) 支部総会開催日……………総会開催日の30日前まで

(7) 総会開催通知書の発送……………総会開催日の20日前まで

(支部会員数確定日)

第 10 条 削除 (支部会員数確定日・平成11年 8 月 27 日)

(支部総会における有権者)

第 11 条 支部総会における有権者は、総会開催日の60日以上前から協会の定款第 5 条に定める正会員 (法人の場合はその代表取締役とする。) の資格を有し、かつ、選挙当日に当該支部に所属している者とする。

2 前項の規定による有権者が投票できないときは、当該有権者の企業に在籍する者で、当該有権者から委任状をもって委任を受けた者がその代理人として投票することができる。

(理事候補者等の立候補の届け出)

第 12 条 理事候補者又は監事候補者になろうとする者は、当該支部ごとに定められた役

員の立候補受付の締切日までに、委員会に対し立候補の届け出を行わなければならない。

- 2 立候補者が当該支部の定数（理事候補者は2名、監事候補者は1名。以下同じ。）に満たない場合は、委員会は当該支部長に対し立候補者の欠員補充を要請することができる。その場合、当該支部長は、定数を充足させるために必要な立候補者を決定し、速やかに委員会へ届け出なければならない。
- 3 立候補届け出期間中、会員から定数又は立候補者名の問い合わせがあった場合、委員会又は事務局はそれに答えなければならない。

（理事候補者等の選出）

- 第13条 理事候補者又は監事候補者としての立候補者の数が定数と同数である場合は、当該支部総会において選挙を行うことなく、立候補者全員を当該支部により選出された者として、総会に推薦する。その場合には、当該支部総会において、理事候補者の補充者2名及び監事候補者の補充者1名をそれぞれ決定し、その就任順位を付した上、立候補者ととともに総会に推薦しなければならない。
- 2 理事候補者又は監事候補者としての立候補者の数が定数を超える場合は、当該支部総会において、委員会の管理のもとに選挙を行い、有効投票の多数を得た者から順にその定数に達するまで理事候補者又は監事候補者と定め、次点以下の者はその得票数の多い者から順にその定数に達するまでその補充者と定め、総会に推薦する。

（総会における有権者）

- 第14条 総会における有権者は、総会開催日の60日以上前から、協会の定款第5条に定める正会員（法人の場合はその代表取締役とする。）の資格を有し、かつ、選挙当日に協会に所属している者とする。
- 2 前項の規定による有権者が投票できないときは、当該有権者の企業に在籍する者で、当該有権者から委任状をもって委任を受けた者がその代理人として投票することができる。

（理事候補者等の選任）

- 第15条 委員長は、各支部から推薦された理事候補者及びその補充者並びに監事候補者及びその補充者の氏名を、総会に報告しなければならない。
- 2 前項により報告された被推薦者は、総会に出席した有権者の過半数の承認を経て、会員理事及びその補充者並びに監事及びその補充者として選任されるものとする。

（会長の選挙）

- 第16条 委員会は、総会において理事が選任された後、会員理事の中から会長選挙の立候補を受け付ける。
- 2 委員会は、前項の立候補者が1名の場合は、当該立候補者を当選人として認定し、委員長が総会に報告する。

3 委員会は、第1項の立候補者が2名以上の場合は、委員会の管理のもとに選挙を行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人として認定し、委員長が総会に報告する。

(選挙管理事務)

第17条 支部総会において、委員会が行う役員選挙に関する事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 支部会員数確定日における当該支部の会員数を確認し、支部長と協議して、当該支部の役員の定数、選出役員の立候補受付の開始日とその締切日を決定し、当該支部長を経由して有権者へ通知する。
- (2) 役員の立候補を受け付け、立候補の締切日までに定数に満たない場合には、立候補者の欠員補充を要請することについて協議し、必要があると認める場合には、第12条第2項の規定に基づき、速やかに当該支部長に対し要請する。
- (3) 受け付けた立候補者について、その都度、役員選任規程第3条に定める役員の資格について審査し、該当しない者については直ちにその理由を本人に通知するとともに、立候補の受付を取り消す。
- (4) 各支部ごとに立候補者を確定し、当該支部総会における投票による選挙実施の有無を決定する。
- (5) 支部長と協議して支部総会の開催日を決定し、当該支部長を経由して当該支部会員に対し、支部総会の開催日時、開催場所、立候補者名、投票による選挙実施の有無、その他必要な事項を通知する。
- (6) 各支部総会までに、立候補者の氏名を連記した理事候補者用及び監事候補者用の投票用紙及びそれぞれの投票箱を準備し適正に保管する。ただし、当該支部総会において投票による選挙を実施しない場合には、その準備を必要としない。
- (7) 各支部総会に、当該支部から選出された委員以外の委員3名以上を派遣し、当該支部における立候補者氏名、投票による選挙の有無、その他必要な事項を当該支部総会に報告する。ただし、委員長は自らが選出された支部を含み、すべての支部総会に出席できるものとする。
- (8) 各支部総会において、投票による選挙が必要な場合には、投票用紙、投票箱、有権者名簿、その他必要な資材を当該支部総会の会場へ搬入し、定刻までに適切に設営する。
- (9) 投票用紙は、有権者を確認した上で交付し、指定の記入場所で記入させ、指定の投票箱に投票させる。特に投票箱については、その直近に複数の委員を配置し、不正行為等を防止する。
- (10) 投票終了後は、委員立会いのもとで直ちに開票し、各立候補者の得票数を集計し、第13条第2項の規定に基づき当選人を確定する。
- (11) 定数以内の当選確定者の得票数が同数である場合の順位は、立候補の届け出順とする。
- (12) 得票数が同数のため当落を決めがたいときは、当該同一得票者による決選投票を行い、第13条第2項の規定を準用して当選人とする。

(13) 集計にあたり無効とする票は、次のとおりとし、投票の有効及び無効の判定は、委員2名以上による過半数で決し、可否同数のときは、委員長又は委員長があらかじめ指名した委員が決定する。

ア 有権者以外が投票した票

イ 指定した投票用紙以外で投票された票

ウ ○印以外の記入がある票

エ ○印の数が定数を超過している票又は定数に満たない票

オ 白紙のまま投票された票

(14) 委員長又はその指名を受けた委員は、開票作業が終了した際、理事候補者選挙及び監事候補者選挙の区分ごとに、交付した投票用紙の数、回収した投票用紙の数、有効投票数、無効投票数、白紙投票数、当選人とその得票数、その補充者とその得票数、その他必要な事項を当該支部総会に報告する。

(15) 委員会は、前各号の事務について、必要な範囲で事務局に委ねることができる。

2 総会において、委員会が行う役員選挙に関する事務は、次の各号のとおりとする。

(1) 総会開催日までに、会長選挙に必要な有権者名簿、投票箱、その他必要な資材を準備し適正に保管する。

(2) 各支部から推薦された理事候補者及びその補充者並びに監事候補者及びその補充者について、当該支部で行われた選挙の日時、場所、投票総数、有効投票総数、各候補者の得票数、選挙が適正に行われたこと、その他必要な事項を、委員長が総会に報告する。

(3) 新たに選任された会員理事の中から、会長選挙の立候補を受け付ける。

(4) 会長立候補者が1名の場合は、当該立候補者を当選人として認定し、委員長が総会に報告する。

(5) 会長立候補者が2名以上の場合は、直ちにすべての立候補者の氏名を連記した投票用紙を作成するとともに、選挙に必要な設営を行う。

(6) 投票用紙は、有権者を確認した上で交付し、指定の記入場所で記入させ、指定の投票箱に投票させる。特に投票箱については、その直近に複数の委員を配置し、不正行為等を防止する。

(7) 投票終了後は、委員立会いのもとで直ちに開票し、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

(8) 投票数が同数のため当落を決めがたいときは、当該同一得票者による決選投票を行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

(9) 集計にあたり無効とする票は、次のとおりとし、投票の有効及び無効の判定は、出席委員全員の過半数で決し、可否同数のとき、は委員長が決定する。

ア 有権者以外が投票した票

イ 指定した投票用紙以外で投票された票

ウ ○印以外の記入がある票

エ ○印の数が二つ以上ある票

オ 白紙のまま投票された票

- (10) 委員長は、開票作業が終了した際、交付した投票用紙の数、回収した投票用紙の数、有効投票数、無効投票数、白紙投票数、当選人とその得票数、その他必要な事項を総会に報告する。
- (11) 委員会は、前各号の事務について、必要な範囲で事務局に委ねることができる。

(第2回定例委員会の開催)

第18条 役員選挙が終了したときには、第7条第2項の規定により、委員長の招集によって第2回定例委員会を開催する。

2 当該定例委員会において、次の各号に定める内容について、事実には忠実な記録簿を作成するものとする。

- (1) 委員会（定例会及び臨時会）開催の日時、場所、会議内容、決議事項
- (2) 委員の委嘱年月日、委員長及び副委員長の選出方法とその結果
- (3) 支部総会開催の日時、場所、出席委員名、投票による選挙の有無、選挙結果
- (4) 総会開催の日時、場所、出席委員名、投票による選挙の有無、選挙結果
- (5) 任期中に委員に変更があった場合にはその記録、その他、委員会の活動の克明な記録、及び各委員の所見など

3 前項において作成した記録簿は、会長に提出するものとする。

4 当該定例委員会の終了をもって、委員の任が解かれるものとする。

(投票用紙の保管)

第19条 総会及び各支部総会で投票に使用されたすべての投票用紙の保存期間は、選挙後2年間とし、事務局がこれを保管する。

(報酬及び費用の支弁)

第20条 委員は、無報酬とする。

2 委員及び委員会は、その事務を行うために要する費用について、協会からその支弁を受けることができる。

附 則

1 この規程は、平成9年7月17日から施行する。

2 この規程の一部を改正し、平成11年8月27日から実施する。

3 この規程の一部を改正し、平成15年4月1日から実施する。

入会手続及び入会金・会費規程

(入会手続)

- 第 1 条 この規程は、社団法人大阪府警備業協会定款第 6 条に基づき、会員の入会手続について定める。
- 2 正会員になろうとする者は、入会申込書に次の各号に掲げる書類を添付し、所属支部長を経由して会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- ・ 登記簿謄本（法人のみ）
 - ・ 会社の経歴書
 - ・ 事業所代表者の経歴書
 - ・ 警備業法第 4 条の 2 第 2 項に規定する認定証の写し又は同法第 5 条に規定する営業所設置等届出書の写し
 - ・ 労働保険成立届出書の写し
 - ・ 健康保険、厚生年金保険の申請認可の写し
 - ・ 誓約書（別記 1）
 - ・ 所属支部会員 2 名による入会推薦書 1 通（別記 2）
- 3 支部長は、入会申込書に基づき支部幹事会に諮り、その結果を意見書（別記 3）に記載のうえ、一件書類とともに協会事務局に提出するものとする。
- 4 賛助会員になろうとする者は、入会申込書に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付して会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 入会申込書
 - (2) 登記簿謄本（法人のみ）
 - (3) 会社の経歴書
- 5 名誉会員となろうとする者は、経歴書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

- 第 2 条 入会金及び会費は、定款第 7 条に基づき次のとおり定める。ただし、名誉会員は、入会金及び会費は要しない。
- (1) 入会金
 - 正会員の場合は 50,000 円
 - 賛助会員の場合は 30,000 円
 - (2) 会費
 - 正会員の場合は、次の「資本金別による月額会費」を毎月 5 日までに協会指定の銀行口座に振込み又は自動引落としにより納入する。ただし、個人企業の場合は、最低資本金と同等とみなす。

	資 本 金	基 本 会 費	本 金 別 会 費	月 額 会 計 費
1	300万円未満	4,000円	4,000円	8,000円
2	300万円以上	4,000円	10,000円	14,000円
3	1,000万円以上	4,000円	16,000円	20,000円
4	2,000万円以上	4,000円	21,000円	25,000円
5	5,000万円以上	4,000円	26,000円	30,000円

賛助会員の場合は、月額 5,000円とし毎月 5 日までに、協会指定の銀行口座に振込み又は自動引落としにより納入する。

- 2 前項の会費以外の経費等の負担については、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年 6 月 8 日から施行する。
- 2 この規程の一部を改正し、昭和60年 4 月 1 日から実施する。
- 3 この規程の一部を改正し、平成 3 年 9 月 1 日から実施する。
- 4 この規程の一部を改正し、平成 8 年 2 月 1 日から実施する。
- 5 この規程の一部を改正し、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
- 6 この規程の一部を改正し、平成11年 8 月27日から実施する。